

議案第 2 1 3 号

静岡市区の設置等に関する条例等の一部改正について

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 1 3 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 静岡市区の設置等に関する条例（平成16年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

(静岡市公告式条例の一部改正)

第 2 条 静岡市公告式条例（平成15年静岡市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

(静岡市福祉事務所設置条例の一部改正)

第 3 条 静岡市福祉事務所設置条例（平成15年静岡市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「静岡市清水区旭町 6 番 8 号」を「静岡市清水区袖師町2002番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。